

令和元年9月25日

報道関係者 各位

PRESS RELEASE



和歌山県・紀の川市

空き家バンクと連携し、耕作放棄地を解消

農地の5反(50a)要件を緩和し、移住・定住希望者にアピール

市内では、高齢化や後継者不足により、年々、遊休農地が増加しています。また、市内の農地を相続され、遠方に居住している方(不在地主)にとって、農地の管理は課題のひとつです。

一方で、都会から地方への移住を希望する人の中で、空き家とともに、家庭菜園程度の農地を求める声が増加しています。



これらの現状を受け、市では農地を取得する場合の下限面積に、新たな取扱基準を設けました。県が運営する「空き家バンク」に登録された空き家とその空き家に付属する農地に限り、下限面積1アールを満たすことで、農地の取得が可能になります。

今後、この取扱基準の設定により、移住希望者が農地を取得しやすくなることで、遊休農地の解消と移住・定住の推進につなげていきます。

【空き家バンクと連携した耕作放棄地解消】

- 取扱基準…紀の川市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準
- 施行日…令和元年9月11日
- 主な内容…農地法第3条の規定に基づく下限面積について、新たな取扱基準を設ける。
空き家に付属した農地に限定した設定
 - ・設定面積:1アール
 - ・設定区域:紀の川市全域

【本件に関する問い合わせ先】

和歌山県 紀の川市農業委員会 事務局 担当:田村・山中

TEL:0736-77-0844 FAX:0736-79-3928 E-MAIL:k210100-001@city.kinokawa.lg.jp

